

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	21 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	31 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から5年3月まで

私が20歳になった平成3年*月ごろ、母が市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれ、加入手続後は母が市役所から送付された納付書で私の国民年金保険料を納付してくれていた。

年金記録を確認したところ、平成4年8月から5年3月まで未納期間とされていたが、母から当該期間の国民年金保険料についても納付したと聞いており、納得できないので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成3年*月ごろ、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納めてくれていたとしているところ、オンライン記録によると、申立人が20歳に到達する同年*月から4年7月までの同保険料が納付済みであることが確認できる上、その母親が納めたとする保険料額は申立期間に係る保険料額とおおむね一致しており、申立人及びその母親の主張に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の母親は、「市から送付された納付書の束の4月分から順番に納めていたが、納めていない場合は納付書が手元に残るので納めていないことが分かるし、納付し忘れていたとしても未納のままにはしておかなかった。」としているところ、オンライン記録によると、現年度納付されず未納となっていた平成4年2月及び同年3月の国民年金保険料を、同年10月に過年度納付していることが確認でき、未納保険料の解消に努めていた状況がうかがえることから、申立期間の保険料についても納付したと考えることが自然である。

さらに、申立期間は8か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加

入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人及びその母親は、申立期間について、住所の変更などの生活環境に大きな変化は無かったとしており、国民年金保険料の納付が困難となる事情はうかがえない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで
② 昭和51年1月から同年3月まで

昭和48年*月に長女を出産した後、夫がA市役所で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。夫は勤務していた銀行で、私の国民年金保険料を定期的に納付し、B市C区に転居した際も年金の手続を行ってくれた。

夫は几帳面きちょうめんな性格なので、昭和49年及び51年の1月から3月までの納付書があるのに納付せず、次の年度の保険料を納付することは考えられない。現在の記録に納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年7月27日に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除いて60歳までの国民年金被保険者期間について保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間①及び②はそれぞれ3か月間と短期間であり、申立期間の前後の保険料は納付済みである上、申立期間の前後を通じて申立人の夫の勤務先等の変化は無く、生活状況に大きな変化はみられない。

さらに、B市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人については、昭和49年1月にB市への住所変更の手続が行われ、同年1月から同年3月までの納付書が発行されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の夫は、手続を適正に行っており、その主張には信憑びよう性がうかがえ、保険料の納付意識の高い申立人の夫が、申立期間のみ納付していないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 1909

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 5 月及び同年 6 月並びに同年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 5 月及び同年 6 月
② 昭和 61 年 8 月及び同年 9 月

私は、昭和 62 年 10 月に結婚した後、夫と共に A 市役所で国民年金の加入手続を行った。その時、市役所職員と相談し、時効により納付できない期間について保険料の支払いは不要であるが、納付書を郵送する期間の分は必ず支払ってほしいと言われた。その後、同市役所から約十数万円の保険料を分割した納付書が郵送で届いたので、郵便局の窓口で納付書に記載された金額を約 1 年ぐらいかけてすべて支払った。記録が無いのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人によると、昭和 62 年 10 月ごろに婚姻した後、A 市役所から国民年金に関する加入勧奨があったため同市役所へ相談に行き、結婚前の期間について、時効期限内である 61 年 4 月までさかのぼって保険料を支払うよう言われたため、分割して近隣の郵便局で支払ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は 62 年 4 月 22 日に同市で払い出され、前後の任意加入被保険者の加入状況から 63 年 1 月ごろに加入したと推認できる上、B 市マスターチェックリストによると、申立人は強制被保険者として 61 年 4 月 1 日に資格を取得している記録が確認でき、また、オンライン記録によると、申立人は 61 年 4 月及び同年 7 月分の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立期間についても過年度納付書が発行され、保険料を納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、さかのぼって納付した保険料の納付金額等について明確

な記憶は無いものの、当時、A市役所で一緒に相談した申立人の夫によると、約十数万円の保険料を約10回に分割して納付書を作成してもらい、1回の金額は1万数千円から2万円までで、申立人が約1年かけて近隣の郵便局で納付したと証言しているところ、申立人に対して分割で納付書が発行されたとみられる期間（昭和61年4月から62年10月まで）の保険料は計13万7,000円であり、納付書が2か月分ごと作成された場合の1回の納付金額は、1万4,200円（61年4月から62年3月までの分として6枚）、1万4,800円（同年4月から同年9月までの分として3枚）及び7,400円（同年10月分として1枚）となり、申立内容とおおむね一致し、申立人の主張内容には信憑性^{しんぴょう}がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から44年3月まで
② 昭和44年10月から49年3月まで

私は、20歳になった時に母親から国民年金手帳を渡され、「大切なものなので、しっかり自分で納付していきなさい。」と言われた。それ以来ずっと自分で国民年金保険料を納付してきたので、初回から納付していないことはあり得ない。(申立期間①)

また、私の年金記録では、昭和44年4月から同年9月までの6か月分の保険料の納付記録があるが、当時、仕事でA国まで二回往復するなど、非常に忙しい時期であったので、役所に行く時間は無く、世間でエルビスプレスリーのハワイ公演が話題になっていたころに帰国して、急いで当該期間の納付書を持ってB市C区役所に行ったところ、期限が過ぎているので受け付けてくれなかった記憶があるが、現在の記録では保険料が納付済みとなっており、不思議である。当該期間の保険料は納付できなかったと思うが、その他の期間については、すべて納付しているはずである。(申立期間②)

私は、昭和49年10月ごろに国民年金手帳を再発行してもらったが、入力ミス等で私のすべての納付記録が入れ替わったのではないかと思う。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人によれば、20歳になったころに申立人の母親から国民年金手帳を渡され、その後、B市C区役所で保険料を現年度納付したとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は43年4月1日に払い出されており、同番号の前の免除申請者の資格

取得日から、申立人は昭和 43 年度中に加入手続を行ったものと推認でき、同時期に加入手続を行ったとすれば 43 年 3 月分の保険料を現年度納付できる上、申立期間①について、加入手続を行いながら保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人は、B 市 C 区役所の窓口における保険料納付に際して、国民年金手帳にスタンプが押され、印紙が貼付^{ちようふ}されていたと主張しているところ、同区役所によれば、昭和 47 年度までの窓口の現年度保険料の納付方法について、印紙検認方式で収納業務を行っていたとしており、申立人が主張する納付方法と一致することから、その内容には信憑^{しんびようせい}性がうかがえる。

一方、申立期間②については、申立人は、昭和 44 年 4 月から同年 9 月までの 6 か月分の保険料について、申立人が 23 歳から 24 歳のころに仕事で A 国まで二回往復するなど非常に忙しい時期であったので、B 市 C 区役所に行く時間は無く、世間でエルビスプレスリーのハワイ公演が話題になっていたところに帰国して、急いで納付書を持って同区役所に行ったところ、納付できなかった記憶があるのに、現在の記録で当該期間は納付済みとなっており、これが申立人の記録が他の記録と入れ替わっていると思われる根拠であると主張しているところ、申立人が 23 歳から 24 歳のころと供述している時期は 46 年から 47 年ごろであり、また、エルビスプレスリーのハワイ公演は 48 年 1 月 14 日であるなど、申立人が多忙で保険料を納付できなかったとする期間の記憶と符合しない。

また、申立期間②について、上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に対し払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 3 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 1911

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月
② 平成5年9月

会社を退職し、無職になった時も国民年金と国民健康保険に加入して、保険料を納付することは義務だと思っていた。たとえ短い期間でも、手続を行って納付した。再就職したときは会社で社会保険に加入するため、A市役所B支所へ行って資格喪失の手続も行った。平成5年9月分については、同年10月の結婚に伴って、国民年金の第1号被保険者から第3号被保険者への変更手続を行ったことを覚えている。もし、保険料を払っていないのであれば、市役所へ行かなかったと思う。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、オンライン記録によると、申立人は、婚姻後、約1年を経過した平成6年10月12日に第3号被保険者に係る届出を行い、婚姻した5年10月にさかのぼって第3号被保険者と認定されたが、その際、申立期間②の資格取得日及び喪失日が追加入力され、この時点で初めて被保険者期間とされたことが確認できる上、6年10月17日に納付書が作成されたことが確認できるところ、この時点では、申立期間②は時効到達前の期間であり、申立人は、上記の納付書により当該期間の保険料を納付することが可能であり、納付書が発行されながら納付しなかったと考えるのは不自然である。

一方、申立期間①については、オンライン記録によると、当該期間の資格取得日及び喪失日は、申立期間②と同様に平成6年10月に追加入力されていることが確認でき、この時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、A市の平成4年度の国民年金収滞納一覧票には、申立人の国民年金手

帳記号番号は記載されておらず、申立期間①の保険料を現年度納付した記録は確認できない上、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年9月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年3月まで

私は、20歳になった時、市役所から国民年金保険料の納付通知が来たのかどうか定かではないが、その当時、父母が国民年金保険料を納付しており、もし市役所から納付通知書がきたのであれば、当然3人分を一緒に支払ってくれていたと思う。

私だけ、最初の6か月が未納とされているのはおかしいと思うので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人及びその両親の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたと主張しているところ、オンライン記録によると、申立期間当時、同居していたとする両親は、国民年金の加入期間すべての保険料を特例納付、過年度納付を含め納付済みであり、申立人の両親の国民年金保険料に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持する再発行された国民年金手帳によると、当該手帳は昭和46年2月23日に発行されており、昭和45年度国民年金印紙検認記録欄が空欄であることが確認できることから、申立期間については現年度納付を行った状況はうかがえないものの、申立人及びその両親の国民年金被保険者台帳によると、50年度及び51年度のそれぞれの1月から3月までの保険料を52年9月に過年度納付していることが確認でき、未納の解消に努めている状況がうかがえることから、納付意識の高い申立人の両親が、申立期間の国民年金保険料を未納のままとすることは不自然である。

さらに、申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、平成9年2月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成8年5月から9年1月までの標準報酬月額については28万円とすることが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月31日から9年2月1日まで

昭和58年7月にA社に入社し、平成9年の年明けまで勤務したが、厚生年金保険の資格喪失年月日が8年5月31日になっている。同年12月分までの給与明細書も保管しているので、調査の上、年金記録の訂正を願う。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことが確認できるが、オンライン記録によると、当該事業所が平成8年5月31日付けで厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理及び申立人の同年10月に係る標準報酬月額（定時決定）の記録を取り消した処理が、9年2月26日にさかのぼって行われていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年5月31日）と同日に厚生年金保険の被保険者記録を喪失している者の中には、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を同日にさかのぼって訂正されている者が多数存在しており、かつ、当該訂正処理前の記録から、同日において同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成8年5月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である9年2月1日と認められる。

なお、平成8年5月から9年1月までの標準報酬月額については、A社に係るオンライン記録（取消前の8年10月の標準報酬月額）から、28万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 51 年 3 月 3 日まで

私は、昭和 47 年 4 月に A 社に入社し、51 年 3 月 2 日に退職したが、私の年金記録によると、その期間について脱退手当金が支給されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 年 4 か月後の昭和 54 年 7 月 13 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は昭和 51 年 3 月 * 日に婚姻し、改姓しており、その約 3 年 4 か月後に脱退手当金の支給決定がなされているが、A 社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、申立人の氏名はいずれも変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年9月21日から同年12月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者資格喪失日（同年9月21日）及び資格取得日（同年12月21日）を取り消し、同年9月から同年11月までの標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月21日から同年12月21日まで
② 平成15年期末賞与

A社で平成14年6月1日から16年3月20日まで、申立期間を含めて継続して勤務しており、給料支払明細書では給料から厚生年金保険料が控除されているが、申立期間に国民年金に加入していることになっているのはおかしい。また、平成15年期末賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金記録に反映されていない。厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人は、A社において平成14年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、15年9月21日に同資格を喪失後、同年12月21日に同社において再度、同資格を取得しており、申立期間①の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人が所持するA社に係る給与明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

一方、A社によると、「申立人は、雇用契約が変更され、申立期間①当時は契約社員だったと考えられる。」と回答しており、同社から提出された申立人に係る賃金台帳によると、申立期間①と、申立人が同社に係る厚生年金

保険被保険者である期間とは、それぞれ別の賃金台帳が作成されている上、申立期間①に係る賃金台帳には、厚生年金保険料の欄に、保険料控除額の記載が無いものの、当該賃金台帳の立替仮払の欄に記載されている控除額は、申立人が所持する当該期間に係る給与明細書により確認できる厚生年金保険料及び健康保険料の合計控除額と一致する。

また、A社では、「申立人の給与から控除した厚生年金保険料は申立人に返金したと思われるが資料は無い。」と回答しており、ほかに申立期間の厚生年金保険料が申立人に返金されたことを示す資料等は見当たらない。

これらのことから判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録及び給与明細書により確認できる保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人は、「平成15年期末賞与からも保険料が控除されている。」と主張し、当該期間の賞与明細書を提出している。

しかし、上記の賃金台帳により、当該期末賞与は、平成15年3月に支給されたものであることが確認できる上、賞与明細書及び賃金台帳に記載されている賞与支給額及び厚生年金保険料控除額により推計した保険料率は、7年4月から15年3月まで賞与から徴収されていた特別保険料の保険料率と一致するところ、15年4月1日の厚生年金保険法の改正までは、賞与に係る特別保険料は被保険者の加入記録には反映されないことから、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日及びB社における資格取得日に係る記録を昭和46年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月30日から同年11月1日まで

A社に昭和46年2月1日付けで入社したが、同年10月1日に事業の一部を独立する形でB社が発足したため、A社を同年9月30日に退職の上B社に移り、平成10年3月31日まで勤務し退職した。

B社が独立、発足した時から継続して勤め、厚生年金保険料を給与から控除されているにもかかわらず、46年9月30日から同年11月1日までの年金記録が無く納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与明細書及び元同僚の証言から判断すると、申立人はA社及び関連会社であるB社に継続して勤務し(昭和46年10月1日にA社からB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和46年8月及びB社に係る同年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、B社は、昭和46年10月時点において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人事業所であり、5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されることから、当時の厚生年金保険法に定める強制適用事業所の要件を満たしていたものと判

断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成16年8月31日に適用事業所では無くなっており、B社の後継会社は納付を確認できる関連資料が現存せず不明としているが、A社における資格喪失日については、事業主が同社における資格喪失日を昭和46年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日と届け出たと考えられる。

一方、B社における資格取得日については、申立人の申立期間において強制適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められる。

両事業主によるこれらの届出の結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年9月及び同年10月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）両事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和62年6月7日）及び資格取得日（同年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月7日から同年7月1日まで

私は、昭和59年4月9日から63年12月20日までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和59年4月9日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、62年6月7日に同資格を喪失後、同年7月1日に再度同資格を取得しており、同年6月7日から同年7月1日までの期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、A社の現在の事業主は、「当時の書類が無いので申立てどおりの届出を行ったかは不明であるが、申立期間当時の給与計算及び社会保険等に関する事務を行っていた母親が、申立人が途中で辞めたという記憶は無いと言っており、給与から厚生年金保険料を控除していたと推測する。」と回答している。

また、申立人から提出された昭和62年の家計簿によると、同年6月の給与から厚生年金保険料として8,129円が控除された旨の記載が確認できる上、当該家計簿の申立期間中の同年*月*日の欄に、「社長のお奥さんのお父さんのお葬式のためPMのみ出勤」との記載が確認できるところ、A社の現在の事業

主は、「母に確認したところ、母の父が昭和 62 年*月*日に亡くなっている
ので、家計簿の記載は間違い無いと思う。」と証言している。

さらに、申立期間当時に A 社において被保険者資格を有する元従業員 3 人
(このうちの 1 人は申立人と一緒に B 業務を担当) が、「申立人は申立期間に
も継続して勤務していた。」とそれぞれ証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す
ると、申立人は、申立期間も A 社において継続して勤務し、申立期間に係る厚
生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所
(当時) の記録から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否
かについては、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料について控除の上、
納付していたと推測するとしているが、事業主から申立人に係る被保険者資格
の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれ
を記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの
資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立
人に係る 62 年 6 月分の保険料について納入の告知を行っておらず (社会保険
事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当し
た場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年
金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年7月15日から22年2月10日まで
② 昭和22年4月19日から23年4月21日まで

戦後、疎開先にあったA社B工場に勤めていたが、年金記録によると、脱退手当金をもらったことになっている。

その後に勤務したC社（現在は、D社）E店を退職した時には、脱退手当金をもらった記憶があるが、A社B工場を退職した時にはもらっていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、昭和20年8月12日から23年4月21日までの期間について脱退手当金を支給した旨が記載されているが、当該期間のうち、20年8月12日から同年8月29日までの期間については、オンライン記録によると、脱退手当金の支給対象期間ではなく、F社における厚生年金保険被保険者期間となっていることが確認でき、旧台帳とオンライン記録とが符合しない。

また、旧台帳の保険給付欄によると、資格期間は19か月とされているが、旧台帳で脱退手当金の支給期間とされている上記のF社における厚生年金保険被保険者期間（1か月）を申立期間①（7か月）及び②（12か月）に加えると20か月となり、符合しない。

さらに、旧台帳及びオンライン記録によると、支給されたとする脱退手当金は502円であるが、法定支給額は324円であり、178円の差がある。

加えて、申立人は、「A社B工場の寮を飛び出して、両親がいるE市に帰ったが、両親の住所は同社に知らせていなかった。」としており、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 22 日から 34 年 2 月 13 日まで
② 昭和 35 年 3 月 1 日から同年 9 月 5 日まで
③ 昭和 35 年 9 月 5 日から 36 年 8 月 6 日まで
④ 昭和 36 年 8 月 5 日から 37 年 12 月 10 日まで

私は、中学校を卒業後、A社に就職し、B作業に従事していたが、病気により、同社を退職した（申立期間①）。

次に、当時新設されたC社のD工場で勤務することとなり（申立期間②）、その後は、同社本社（申立期間③）、同社D工場（申立期間④）、同社本社の順で転勤を経て、昭和 37 年 12 月に同社を退職した。

年金記録によると、C社を退職して約 8 か月後に厚生年金保険の脱退手当金を受給したことになっているが、同社を退職した後は、身内の店の手伝いをしており、脱退手当金を受給していない。社会保険事務所（当時）に、受給した記録を訂正するように何度も申し入れたが、聞き入れてもらえなかった。

脱退手当金の支給対象とされた厚生年金保険被保険者期間には、C社の入社時及び退職時にそれぞれ同社本社に在籍していた期間が含まれておらず、不自然であるので、調査の上、年金記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①（A社）と申立期間②（C社D工場）との間の同社本社における被保険者期間（13 か月）、及び申立期間④（同社同工場）の直後の同社本社における被保険者期間（1 か月）が、申立期間②、③及び④と同じ会社における被保険者期間であるにもかかわらず、その計算の基礎とされておらず未請求となっている。

また、申立人が、昭和 34 年 2 月にC社に入社し厚生年金保険被保険者資格を取得した時には、申立期間①（A社）とは別の年金記号番号が払い出されて

いたが、同年5月に同番号は重複取消され、その後申立人が同社を退職するまで一つの年金記号番号で管理されていたにもかかわらず、脱退手当金について一部未請求期間が存在することは不自然である。

さらに、申立期間④直後の昭和37年12月10日から同月21日までの期間における、C社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の備考欄には、オンライン記録においては当該期間が脱退手当金の未請求期間であるにもかかわらず、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示が確認できる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和55年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行してないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月31日から同年11月1日まで

私は、昭和35年3月にC社に入社し、52年から55年までの間、同社の子会社であるA社に出向し、その後再びC社に戻り平成5年に定年退職した。子会社に出向していた間も含め継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和55年11月1日に同社から親会社のC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が残っていないため不明であるとしているが、事業主が申立人に係る資格喪失届を昭和55年11月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年10月31日と記録することは考え難いことから、事業主が同日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料についての納入の告知を行っておらず（その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間における保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月1日から25年9月2日まで

「ねんきん特別便」によると、A工場で勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給されたこととされているが、私は脱退手当金を受け取った覚えは無い。

私と同時期にA工場に雇用された姉は、私より7か月早く当該事業所を退職したが、当該事業所における厚生年金保険被保険者期間について厚生年金を受給しているのに、私だけが脱退手当金を受給した記録とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金については、申立人のA工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約9か月後の昭和26年5月22日(当時19歳)に支給決定されたことが確認でき、また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)においても、脱退手当金の支給を示す記載が確認できる。

しかしながら、申立期間当時における脱退手当金の支給要件は、「厚生年金保険被保険者期間が5年以上20年未満の者が50歳を超えた時。ただし、死亡の場合及び6か月以上の同被保険者期間を有する女性が結婚又は出産のために脱退した時については年齢制限無し。」とされていたところ、申立人は、「姉が結婚退職したので、その後もA工場勤務することが嫌になり退職した。」と供述しており、申立人の退職は、女性が結婚又は出産のため脱退した事由に該当しない上、自己都合を理由とする退職となるが、申立人の厚生年金保険被保険者期間は21か月であり、かつ支給決定時の年齢も19歳であることから、申立人は、厚生年金保険被保険者期間と年齢のいずれの要件においても、脱退

手当金を受給できなかったこととなる。

なお、改製原戸籍を確認したところ、申立人は、脱退手当金の支給決定日から約4年後の昭和30年5月*日に婚姻し、同年*月*日に長女を出産しており、それ以前に婚姻や分娩の記録は無いことが確認できる。

また、A工場において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得かつ喪失し、旧台帳において脱退手当金が支給されていることが確認できる22人のうち、申立人の姉を含む3人については、オンライン記録において、当該脱退手当金の受給記録は確認できない。

これらのことから、社会保険事務所（当時）の記録には疑義があると言わざるを得ない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和22年1月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年6月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、510円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月16日から同年6月1日まで

私は、昭和22年1月16日にA社に入社して以降、B学校（現在は、C大学）に復学し、夏休みごろまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、元同僚の一人は、「申立人は、当時、隣に住んでおり、研究所で働いていたことをよく覚えている。」と供述していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

一方、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、昭和22年1月16日に被保険者資格を取得し、同年6月1日における標準報酬月額の改定の記載が確認できるものの資格喪失日が記載されていない。

また、上記の名簿の書換え後の名簿によると、申立人の氏名は確認できず、申立人の健康保険の番号も欠番となっており、書換え後の名簿の最初の標準報酬月額の記録は昭和23年1月であることが確認でき、当該時点で名簿が書き換えられたと認められることから、申立人は、22年6月1日から23年1月までの間に被保険者資格を喪失したと推認できる。

さらに、申立人は、「昭和22年4月にB学校に復学し、夏休みごろまでの

間、継続して勤務していた。」と主張しているところ、C大学が発行した在学期間証明書により申立人の主張が確認できる上、A社の元従業員は、「申立人の退職日については記憶にないが、申立人は同社に勤務しており、勤務期間は1年ぐらいであった。」と証言していることを勘案すると、申立人は、少なくとも上記の名簿の標準報酬月額改定の記載が確認できる同年6月1日までは同社に勤務していたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和22年1月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年6月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該被保険者名簿から確認できる標準報酬月額等級の記載から、510円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店に係る資格取得日は昭和23年2月1日と認められることから、資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人のA社B支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和23年2月1日、資格喪失日は同年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社B支店における資格喪失日を同年4月1日とし、同年3月の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年2月1日から同年同月2日まで
② 昭和23年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和23年2月1日にA社C支店から同社B支店に転勤し、同年4月1日に同社C支店に戻った。いずれも、雇用は継続しているはずだが、厚生年金保険の記録がそれぞれ1日欠落している。調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社人事部の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務（昭和23年2月1日に同社C支店から同社B支店に異動）していたことが認められる。

申立期間②について、申立人のA社B支店に係る被保険者記録は、資格取得日が昭和23年2月1日、資格喪失日が同年4月1日とされ、当該期間のうち、同年3月31日から同年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規

定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社人事部の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和23年4月1日に同社B支店から同社C支店へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和23年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出したかどうかは分からないとしているものの、何らかの事務齟齬そごがあったものと推測されるとして訂正届を提出していることから、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を45万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

私は、平成13年8月17日から19年12月31日までの間、A社に勤めていたが、ねんきん定期便によると、16年12月の賞与から保険料が控除されているにもかかわらず、記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料支給明細書及び平成16年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は、申立期間に係る賞与から、45万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出を行い、保険料も納付しており、事業所としては誤った処理はしていないと主張しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和48年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月31日から48年1月1日まで

私は、A社C支店に昭和47年12月31日まで在職していたにもかかわらず、資格喪失日が同日となっており、厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が発行した職歴証明書及び事業主の回答から判断すると、申立人は、A社C支店において昭和45年3月9日から47年12月31日までの間、継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和47年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したものと思料するとしているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日である昭和47年12月31日となっており、離職日は同じであることから公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年2月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月16日から同年2月16日まで

災害により、会社もダメージを受け1か月少し片付けや整理で出勤したが、業務縮小により同年2月15日に解雇となった。被保険者資格の喪失後、すぐに国民年金や雇用保険の手続を行ったことを覚えている。厚生年金保険被保険者資格の喪失日が災害の前日となっていることは納得できないので、記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する労働者名簿、市町村民税道府県民税給与支払報告特別徴収に係る給与所得者異動届出書、雇用保険の記録及び同社の回答から判断すると、申立人はA社において、平成7年2月15日まで継続して勤務していたことが認められるとともに、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成6年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和51年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年8月2日から同年10月1日まで

私は、昭和49年4月1日にA社（現在は、B社）に入社し、現在も継続して勤務しているにもかかわらず、私の年金記録を見ると、51年10月1日付けで同社C支店から同社D支店に異動した際の厚生年金保険の被保険者記録が2か月欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する社員台帳、E厚生年金基金加入員台帳及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和51年10月1日にA社C支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上記の厚生年金基金加入員台帳によると、申立人は、昭和51年10月1日にA社C支店における資格を喪失し、同日に同社D支店における資格を取得していることが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、事業主は、申立期間当時、厚生年金基金の加入員資格の得喪届は複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和51年10月1日にA社C支店における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店に係る昭和

51年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの期間、43年4月から同年9月までの期間、48年10月から50年3月までの期間、52年8月及び同年9月、平成5年4月から同年6月までの期間並びに同年8月から6年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から42年3月まで
② 昭和43年4月から同年9月まで
③ 昭和48年10月から50年3月まで
④ 昭和52年8月及び同年9月
⑤ 平成5年4月から同年6月まで
⑥ 平成5年8月から6年1月まで

昭和41年5月ごろ、妻がA市B区役所（現在は、同市C区）で私の国民年金の加入手続きを行い、自宅に区役所の職員が来て、妻が国民年金保険料を納付していた。保険料の金額は定かではないが、受領方法として領収書が無かったことを記憶している。（申立期間①及び②）

D市に転居後、妻が私と一緒に市役所で手続きを行い、3、4か月ごとに保険料を市役所で納付していた。また、市役所から連絡があり、4、5か月分の保険料をまとめて納付したことを記憶している。（申立期間③及び④）

A市E区に転居後、定期的取引先のF銀行G支店の口座振替で保険料を納付していた。60歳になる前に、口座振替できなかつた期間があつたので、社会保険事務所（当時）から2回連絡があつた。1回目はF銀行から保険料を振込み、2回目は直接、社会保険事務所で納付したことを記憶している。（申立期間⑤及び⑥）

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、申立人は、自宅にA市B区役所の職員が訪問し、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金被保険者原票及びオンライン記録によると、当該期間の保険料の納付記録は無い上、申立人が所持する国民年金手帳においても、当該期間に検認印は無く空欄となっており、保険料の納付を確認することができない。

また、申立期間①から④までについては、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、国民年金被保険者原票及びオンライン記録によると、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻も当該期間は未納であり、夫婦共に当該期間に係る納付金額及び納付月数等に関する記憶が曖昧であることから、保険料を納付したとする申立人の主張に信憑性^{あいまい}はうかがえない。

さらに、申立期間⑤及び⑥については、申立人は、自身が平成7年*月に60歳になる前に、国民年金保険料を口座振替できなかつた期間があつたため、社会保険事務所から連絡があり、その後、金融機関及び社会保険事務所で保険料を納付したと主張しているところ、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間以外の6年5月分及び同年7月から同年12月までの期間の保険料を8年3月及び同年9月に過年度納付していることが確認できるが、当該過年度納付した時期において、申立期間は時効により保険料を納付できなかつたもの^{びよう}と考えるのが自然である。

加えて、申立人が申立期間①から⑥までに係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、夫婦共に未納期間が散見され、その未納期間もおおむね一致している上、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から⑥までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1914

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月及び同年3月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年2月
② 昭和59年3月から同年10月まで

夫が厚生年金保険に加入していたので、当時、私は国民年金に任意加入しており、保険料は口座振替で継続して納付していた。

申立期間については、A市役所で国民年金の資格喪失手続きをした記憶は無く、再取得の手続きをした記憶も無い。現在の記録に納付できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者原票及び申立人の所持する年金手帳のすべての記載により、申立人は、昭和59年2月9日に国民年金被保険者資格を喪失し、同年11月19日に同資格を再取得していることが確認でき、申立期間は未加入期間となることから、制度上、保険料を納付することはできない。

また、B市の申立人に係る国民年金収滞納一覧表によると、昭和59年2月分の保険料は、いったん口座振替で収納されていることが確認できるものの、同月は、被保険者資格を喪失した月であることから、国民年金被保険者原票において当該保険料は同年5月9日に還付された記録が確認でき、申立期間前後の保険料の収納状況に不自然な点は見られない。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1915

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から3年3月まで

A社会保険事務所(当時)から、平成2年9月から3年3月までの期間の国民年金保険料の納付記録が確認できないと回答された件について異議がある。年金手帳の「初めて上記被保険者となった日」の欄に、平成2年*月*日と記載してあるので、もう一度記録を確認してほしい。当時は、母親が親子3人分の保険料をまとめてB郵便局で納付し、C郵便局が新設されてからは同郵便局で納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親は、申立人が20歳に達した平成2年*月*日にD市役所で加入手続を行った後、申立期間の保険料を毎月納付したと主張しているところ、同市が保管する申立人に係る国民年金関係届によると、申立人の母親が3年4月1日に申立人の加入申請を行ったことが確認できる上、当該関係届の備考欄には、「平成3年4月1日から加入」と記載されていることに加えて、同年4月から同年9月までの納付書が同年4月16日に発行された旨の記載が確認でき、同年4月1日の届出の時点で保険料の納付を開始したことがうかがわれ、申立期間に係る納付書は、同市役所で発行されなかったことが確認できることから、制度上、保険料を納付することができない。

また、上記の加入手続の時点において、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人の母親は、当該期間の保険料を一括して納付した記憶は無いとしており、過年度納付されたとは考え難い。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1916

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から49年3月まで

私は、10代から働いていたが、親からの強い勧めもあり、20歳になった昭和46年に国民年金に加入し、国民年金保険料を母に渡して集金人に支払ってもらっていた。

また、昭和48年6月に結婚してからは、毎月、自ら銀行へ納めに行っていたにもかかわらず、社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年12月27日に払い出されていることが確認できるが、それ以前に、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、当該払出し時点において、申立期間のうち47年9月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和49年12月25日に同年4月から同年12月までの国民年金保険料を一括納付していることが確認できるものの、同年3月以前は空欄になっていることから、上記国民年金手帳記号番号の払い出された昭和49年度から納付を開始した状況がうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、集金人か銀行で毎月納付したとしているところ、申立期間当時は3か月に一回の期別収納であり、申立人の記憶と相違する。

加えて、申立人は、申立期間のうち昭和48年5月までの国民年金保険料の

納付について関与しておらず、保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は既に死亡しており、具体的な保険料の納付の状況について確認できない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、預金通帳等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1917

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から52年12月まで

私は、昭和42年ごろに、知人の勧めでA市役所B支所で国民年金の加入手続きを行い、C銀行で半年又は1年毎に、前納若しくは遅れながら納付書で保険料を納付し領収書を受け取っていたのに、未納や未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年7月25日に払い出されていることが確認できることから、申立期間当時、申立人の夫は被用者年金に加入中であるため、申立人は国民年金の任意加入の対象者となり、被保険者資格の取得日が同年5月2日であることから、申立期間のうち42年1月から47年4月までの期間については、制度上、さかのぼって国民年金に加入し、保険料を納付することができない上、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳によると、昭和47年4月及び52年12月の欄に、それぞれ「今月迄不要」のスタンプ印が押されている上、50年1月の欄に「申出」と記載され、「資格喪失」のスタンプ印が押されていることが確認できることから、申立期間のうち42年1月から47年4月までの期間及び50年1月から52年12月までの期間については、未加入期間と記録されており、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、納付書に現金を添えて金融機関で納付したと主張しているところ、A市によると、昭和46年3月までは国民年金手帳に国民年金印紙^{ちょうふ}を貼付して保険料を納付する印紙検認方式であったとしており、申立期間のうち同年3月以前の保険料の納付方法は、

申立人の主張と相違する。

加えて、申立期間のうち昭和47年5月から49年12月までの期間については、国民年金保険料の納付が可能な期間であるところ、金融機関で納付したとする記録が3年近く欠落するとは考え難い上、昭和50年1月の任意加入の資格喪失については、前述のとおり、上記被保険者台帳には申出による資格喪失であることが記録されており、行政側の事務取扱について不自然さは見られない。

そのほか申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1918

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から12年3月まで

私は20歳の時、A市のB大学に在学中であったため、C市D区の親元を離れ独り暮らしをしていた。国民年金保険料の納付を考えていたところに、災害が起こり、実家が被災して、生活自体がままならない状態となった。離れて暮らす私もアルバイトなどで生計を立て、生活が成り立つまで保険料が免除されるとA市で助言してもらった。

平成12年4月に就職したが、その時に、それまでの20歳からの期間の約5年分の保険料について、預貯金を集めてC市D区役所で一括納付し、金額は100万円以上になったと記憶している。

平成20年4月に社会保険庁（当時）のホームページで加入記録を調べたところ、保険料を一括納付した期間の記録が無いので、調査の上、記録を訂正するか、納付した金額を返してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の戸籍の附票によると、申立期間はA市に住所を有していることが確認できるところ、申立人は、同市において国民年金の加入手続を行った記憶は無く、同市における申立人に係る国民年金の記録は確認できない上、オンライン記録においても申立人の国民年金手帳記号番号は無く、申立期間は未加入期間となり、制度上、免除手続及び保険料の追納ができない期間となる。

また、申立人は、災害で被災したため、国民年金保険料の免除についてA市で助言を受けて手続を行った記憶があり、その後は免除手続を行っていないところ、同市における申立人の免除記録は確認できない上、社会保険庁の通知文書によると、災害による被災者に係る国民年金保険料の免除事務の特例的な取扱いを行っていた期間は平成6年12月から8年3月までであり、

申請免除の手続は毎年度必要であることから、申立期間を追納したとする申立人の主張は制度内容と符合しない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料についてC市D区役所で一括納付の手続を行い納付したとしているが、C市では、国庫金である過年度保険料及び追納保険料を取り扱うことは無かったとしている上、申立人は、当該期間に社会保険事務所（当時）に出向いた記憶は無いとしており、申立人が保険料を追納又は過年度納付したとは考え難い。

加えて、申立人は、一括して納付した保険料額は100万円以上であったと記憶しているが、申立期間の保険料を追納した場合に必要な保険料額は89万2,860円となり、金額においても相違する。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1919

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から同年8月まで

私は、「ねんきん特別便」で年金記録の確認をしたところ、昭和56年4月から同年8月までの国民年金保険料の納付記録が無かった。

国民年金保険料は、私が大学生の時期及び会社を退職してから再就職するまでの短期間でも母親が納付してくれており、申立期間も母親が納付してくれていないとは考えられないので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付は、申立人の母親が行ってくれていたとしているところ、国民年金被保険者台帳によると、申立期間は国民年金の未加入期間と記録されていることが確認できることから、申立人の母親が、申立期間に係る国民年金保険料を納付できたとは考え難い。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間当時、申立人に対して払い出されている国民年金手帳記号番号とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の母親は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に関する具体的な記憶がないとしている上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1920

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

私は昭和52年6月から専業主婦となり、国民年金に任意加入して、保険料を納付していた。最初のころは少し違う方法だったかもしれないが、55年6月から金融機関の夫名義の預金口座により口座振替で保険料を納付しており、61年4月に第3号被保険者になった。今回のねんきん特別便で、59年4月から61年3月までの期間の記録が無いことが分かった。そんなはずはないと思うので、よく調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間の国民年金保険料について、金融機関の口座振替により納付し、他の方法では納付していないと主張しているところ、申立人が国民年金保険料を納付していたと主張する銀行口座の取引履歴において、昭和59年3月27日に納付済み期間の保険料の引き落としが行われた後、申立期間に係る保険料が当該口座から引き落とされた記録は確認できない。

また、A市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人の「最終資格得喪」欄には昭和59年4月1日と記録され、昭和59年度は「資格喪失」とされており、国民年金被保険者原票においても、申立人は同年4月1日に被保険者資格を喪失したことが記載され、同年4月欄には、「資格喪失」と押印されている上、オンライン記録においても申立期間は未加入期間とされていることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1921

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年6月まで

昭和41年4月ごろに、私の夫が私の国民年金の加入手続を行った。同月15日過ぎに、私の夫が、A市役所で一定年齢以上の国民年金の未加入者を対象とした「全期間全納制度」の説明会に参加して、職員から「5年間の未納保険料と満60歳までの保険料を納めてほしい。」と言われた。同月20日ぐらいに、同市役所から、夫婦それぞれの5年分の未納保険料及び満60歳までの私の19年分、夫の14年分の保険料の合計40万円を、夫が同市役所にあった銀行で一括納付した。

私は、差額保険料のことは知らない上、全期間全納を行った以後に保険料を納付したことは無く、付加保険料を払った覚えが無いのに、付加保険料を納付した記録とされており、申立期間が未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月ごろに、申立人の夫が、A市役所で国民年金保険料の「全期間全納制度」の説明を受けて、申立人及びその夫の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、37年1月16日に払い出されていることが確認できるが、41年4月ごろに、申立人に対して上記とは別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の夫は、夫婦二人分の5年間の未納保険料及び夫婦それぞれの満60歳までの期間に係る国民年金保険料の合計40万円について、1枚の納付書が送られてきたので、昭和41年4月20日ごろにA市役所内の銀行で納付し

たと主張しているところ、夫婦二人分の国民年金保険料を合算し1枚の納付書を送付することは考え難い上、仮に、それぞれ過年度納付（申立人60か月及びその夫60か月）及び前納（申立人186か月及びその夫122か月）を行った場合の国民年金保険料の合計額は、割引額を考慮せずに計算しても6万4,200円となり、申立人の夫の主張と相違する。

さらに、昭和41年4月に将来のすべての国民年金保険料を前納した場合、差額保険料の取扱いについて（41年7月19日付け庁保発第11号）によると、制度改正に伴う保険料額の改定から、42年1月前に同月以後の期間に係る保険料を前納している者については、個別に差額保険料の納付に係る通知を行うよう取り扱われていることが確認できる上、国民年金施行令の一部を改正する政令の施行について（49年4月1日付け庁保発第7号）によると、保険料が前納された後、前納期間の経過前において保険料の額の引上げがあった場合には、当該前納保険料のうち未経過分については、引上げ後に納付すべきこととなる保険料に、先に到来する月の分から順次充当することとされ、満60歳到達までに必ず保険料の請求が行われることから、申立人が、41年4月に保険料を前納した後に、差額保険料含め国民年金保険料を納付した記憶がないとする主張は、上記の前納事務の取扱いと符合しない。

加えて、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 1922

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年8月から50年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月から50年11月まで

私は、昭和50年12月に、当時在住していたA市の同市役所職員に、年金の加入期間が25年無いと年金を受けられないと聞いたので、国民年金に加入し、過去の未納分の保険料をまとめて納付した。

ねんきん特別便で記録を確認したところ、国民年金保険料をまとめて納付した10年以上の記録が無いとされていることが分かった。私は、間違いなく保険料をさかのぼって納付したのに、記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年12月に会社を設立した際、当時在住していたA市役所又は事業所の所在地であるB市役所（当時）で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが確認できない上、ほかに申立人に対して同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続、国民年金手帳の交付及び申立期間の保険料額などの具体的な記憶は無く、申立期間当時の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月、同年5月及び16年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月及び同年5月
② 平成16年3月

平成15年3月31日に会社を退職し、同年4月ごろにA社会保険事務所(当時)に電話して、国民年金の加入手続を行った。当該事務所の女性職員から電話で何回も保険料納付の催促をされ、未納分の納付書を送付してもらいB銀行で納付したのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に対して過年度納付書が平成17年7月28日に発行され、15年6月の国民年金保険料を時効期日直前の17年7月30日に納付していることが確認できることから、申立人は、15年6月の同保険料について、時効を意識して納付したことが推認される。同日時点では、申立期間①は時効により納付することができない。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成15年7月から16年2月までの期間(8か月分)の国民年金保険料について、17年9月1日に一括して過年度納付していることが確認できる。B銀行が保管している同日付けの申立人の税金・公共料金等受付票には、10万6,400円の金額が記載されており、その金額は平成15年度の同保険料の上記の8か月分と同額であることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、平成17年11月7日に社会保険庁(当時)の委託業者が、申立人に対して、納付勧奨(留守番電話に伝言)を行ったことが確認できるが、同日時点で、申立期間①については時効のため納付できないことから、当該納付勧奨は申立期間②について行ったものと推認される。

加えて、オンライン記録の平成17年及び18年の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書照会処理票によると、その国民年金保険料の納付済み額から、

申立期間①及び②の国民年金保険料の納付を裏付ける状況は確認できない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 平成 11 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日まで

私はA社に、平成 6 年 12 月から 13 年 6 月まで勤務していた。平成 9 年 6 月から同年 9 月までの標準報酬月額が 32 万円となっているにもかかわらず、同年 6 月の給与明細書では 36 万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が給与から控除されている。また、11 年 1 月及び同年 2 月も 32 万円となっているにもかかわらず、36 万円に相当する厚生年金保険料が控除されている。調査の上、年金記録の訂正を願う。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は平成 9 年 6 月の給与明細書を提出しているところ、36 万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、A社は平成 10 年 6 月の給与明細書を 9 年 6 月と誤って印字して申立人に渡してしまったと回答しているところ、同事業所が提出した同年 6 月及び 10 年 6 月の給与明細書によると、それぞれの給与明細書に表示された日付ごとの勤務実績とそれぞれの月に対応するタイムカードの内容は一致していることが確認できることから、同事業所が申立人の提出した 9 年 6 月の給与明細書について記載誤りをしたことの信憑性がうかがえる。

また、申立期間①のうち平成 9 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日について、申立人は同年 6 月の給与明細書のみを所持しており、A社も当該期間の給与明細書は不明であると回答している上、申立人は同給与明細書を根拠として同年 6 月の控除額が標準報酬月額と相違していると主張しているものの、上記の理由により申立人の当時の標準報酬月額は 32 万円であったことが確認

できることから、当該期間の標準報酬月額が同年10月の算定基礎による改定まで同額であることは不自然とまでは言えない。

- 2 申立期間②について、申立人は平成11年1月及び同年2月の給与明細書を提出しているところ、36万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が記載されていることが確認できる。

しかしながら、当該給与明細書の厚生年金保険料及び健康保険料のそれぞれの控除額は36万円の標準報酬月額に相当する額であるものの、控除額の合計は32万円の標準報酬月額に相当する額であることが確認できる。

また、A社は32万円の標準報酬月額に相当する控除額の合計の方が正しく、厚生年金保険料及び健康保険料のそれぞれの控除額については誤って入力していたと回答しているところ、同事業所から提出された給与計算書及び給与振込依頼書により、当該期間における厚生年金保険料及び健康保険料は32万円の標準報酬月額に相当する控除額であることが確認できることから、同事業所が当該期間における給与明細書について入力誤りをしていたことの信憑性がうかがえる。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月 20 日から同年 5 月 1 日まで

私は、平成 4 年 7 月から 6 年 4 月半ばまでの間、A 事業所に勤務しており、退職月の給与明細書では厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成 6 年 4 月の給与明細書によると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、A 事務所は、「申立人に係る人事記録等は残っていないが、申立人は月の途中で退職した。」と回答しており、申立人も同様の供述をしている。

また、公共職業安定所が保管する当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、平成 6 年 4 月 19 日に離職しており、オンライン記録と一致する。

さらに、オンライン記録によると、申立期間について、申立人は国民年金の被保険者である上、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

なお、厚生年金保険法第 19 条第 1 項によると、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、同法第 81 条第 2 項によると、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。

これらのことから判断すると、被保険者資格を喪失した月である平成 6 年 4 月の厚生年金保険料が控除されていたことをもって、直ちに同月を申立人の厚生年金保険被保険者期間とすることはできず、申立人の同月分として給与から

控除された厚生年金保険料については、事業主が誤って控除したものと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月 21 日から 52 年 3 月 21 日まで

私は、昭和 51 年 2 月 10 日から 52 年 3 月 21 日までの間、A社において継続して勤務したと記憶しているが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 51 年 2 月 10 日から 52 年 3 月 21 日までの間、A社において継続して勤務した。」と主張している。

しかし、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を有する元従業員 20 人を把握し文書照会したところ、申立人と同じB支店に勤務したとする 3 人を含む回答のあった 14 人全員が「申立人を記憶していない。」としており、申立人の勤務実態に関する証言を得ることができない。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は昭和 51 年 2 月 10 日にA社において雇用保険の被保険者資格を取得し、同年 3 月 20 日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の記録と一致する。

加えて、上記の被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格の喪失日はオンライン記録と同日の昭和 51 年 3 月 21 日であることが確認できる上、健康保険証を返納したことを示す記載も確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年7月10日から29年5月1日まで
② 昭和30年9月1日から35年5月1日まで

私は、昭和28年7月10日にA社に就職し、約8年間勤務したのに厚生年金保険の加入期間はわずか16か月間だけの記録となっている。会社と社会保険事務所(当時)でどのような話があったかは分からないが申立期間の記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に在籍したことはうかがえる。

しかしながら、年金事務所の記録や元同僚の証言からは、A社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない上、申立人の記憶しているA社において勤務した元同僚5人及び「A社で勤務した。」と証言している元同僚2人についても同社に係る厚生年金保険被保険者記録は確認することができない。

また、事業主は既に死亡しており、A社の厚生年金保険の適用状況及び申立人の厚生年金保険への加入状況等について証言や証拠は得ることができない上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)はオンライン記録どおりの記載(昭和26年6月5日にB社において被保険者資格を取得し、28年7月1日に同社において同資格を喪失した後、29年5月1日にC社において同一の年金手帳記号番号により同資格を再度取得後、30年9月1日に同社において同資格を再度喪失)が確認できること等から、申立人が申立期間にA社において厚生年金保険に加入していたことは確認できない。

さらに、申立人は申立期間の間である昭和29年5月1日から30年9月1日

までの期間、C社において厚生年金保険に加入しており、申立人の供述及び元同僚の証言から、同社はA社と同一事業主の関連会社であったことが推認できるところ、同社は28年6月11日に厚生年金保険の新規適用を受けた後、30年9月1日に在籍していた被保険者18人全員が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録が確認できる。

加えて、元同僚一人は、「私はA社に入社し、申立人から仕事を教わり大変お世話になったことを覚えているが、私の厚生年金保険の記録はC社で加入していることになっているようだ。C社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなる前の数か月間、給与の遅配や現物支給があり、それが原因で私は会社を退職しようと考えていた。厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和30年9月1日の後、私は1か月ほど勤務して退職したが、会社は私が退職した後も営業を続け、申立人も続けて在籍していたと思う。」と証言しており、申立人は、「会社を援助した銀行の都合で、資金繰りが苦しくなり、私と他の二人で会社再建への模索や業務処理等のため、しばらくの間勤務した。」と供述しているところ、当該3人の当該期間の厚生年金保険被保険者記録は確認できないことから、当該3人は、同社が厚生年金保険の適用を受けなくなった後の期間に当該業務を遂行するために在籍して勤務したことが推認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 2298(事案 508 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 33 年 1 月ごろ、勤め先を探していたところ、近所の友人に誘われて A 社 B 工場内にあった C 社で勤務することになった。勤務開始当初は見習期間だったので日給制だったが、同年 4 月からは正規職員として登用され月給制に変わったので、厚生年金保険に加入したと思う。もう一度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、i) C 社が昭和 33 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険の新規適用を受けた際、社会保険庁(当時)において最初に作成された健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同日付けで申立人の友人を含む 62 人が被保険者資格を取得していることが確認できるものの、申立人に係る記載は無く、当該名簿に欠番及び記録訂正等の不自然な点も見受けられないこと、ii) 申立人に対して同社を紹介した友人は、月給制であったと証言しているのに対し、申立人は、「毎日、指定された現場において作業した後、詰所に戻って、日々の給金を受け取っていた。」としており、申立人が友人の雇用条件と異なる、厚生年金保険法第 12 条(適用除外)に掲げる「日々雇い入れられる者」であった可能性が否定できない状況にあること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成 21 年 3 月 27 日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、当初は見習い期間だったので日給制だったが、昭和 33 年 4 月からは正規職員として登用され月給制に変わったので、厚生年金保険に加入したと思うとして、再度申立てを行っている。

しかしながら、C 社が厚生年金保険の新規適用を受けた昭和 33 年 4 月 1 日

に厚生年金保険に加入している申立人の友人を除く元従業員 61 人のうち、連絡先が判明した 13 人に当時の状況等について照会したところ、8 人から回答があったが、申立人を記憶する旨の証言は得られない。

また、上記の複数の従業員は、「正規職員は、基本的に固定的な業務を行い、厚生年金保険に加入していたが、事業所には日々雇用で日ごとに派遣現場や業務が変わっていた従業員もおり、そういう勤務形態の従業員は、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

さらに、申立人に対してC社を紹介した友人は、「私は、A社において、班長的な業務を担当しており、申立人とは業務内容及び雇用形態は違っていたと思う。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 9 月ごろから 44 年 11 月 1 日までのうち、8 か月程度 (43 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間を除く。)
② 平成 10 年 5 月 19 日から 11 年 9 月 1 日まで
③ 平成 12 年 5 月 3 日から 13 年 5 月 1 日まで

申立期間①については、私は、A社(現在は、B社)でC支店の仕事をしていた。当時、上司であった部長がその後にD支店長となり、D支店でのE職をあっせんしてくれたのでD支店勤務となり、その後、F支店で勤務しており、最低でもA社で8か月程度は勤務したはずである。

申立期間②については、私はG社でH職をしていた。給与振込及び未払給与が認められたI特殊法人からの振込みが確認できる預金通帳を保存している。

申立期間③については、私は、公共職業安定所の紹介でF事務所において、G業務をしていた。

申立期間①から③までの厚生年金保険被保険者期間が欠落しているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、申立人の当該事業所での被保険者記録のある昭和43年10月1日から同年11月1日までの期間において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる48人のうち、所在が確認できた37人に申立人の勤務実態について照会したものの、回答のあった17人全員が申立人を記憶していないこと、ii) B社によると、申

立人に係る人事記録、賃金台帳等の資料は保存していないとしていること、
iii) 申立期間①に係る申立人の雇用保険加入記録は確認できないこと等から、
申立人の申立期間①における勤務状況が確認できない。

また、上記の回答のあった複数の元従業員が、「記憶している自身の勤務
開始時期と厚生年金保険加入時期が相違している。」と供述しており、オン
ライン記録によると、最大9か月の相違が確認できる上、このうちの一人は
「厚生年金保険の未加入期間は、保険料は控除されていなかった。」と証言
している。

さらに、上記の被保険者名簿に記載されている申立人の資格取得日及び喪
失日は、オンライン記録と一致することが確認できる上、厚生年金保険被保
険者台帳記号番号払出簿においても、申立人に係る当該資格取得時の厚生年
金保険被保険者記号番号欄の記載内容に不自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録、元同僚の証言及び給与振
込が確認できる申立人の預金通帳の写しにより、申立人は申立期間②におい
てG社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、G社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている
上、オンライン記録により、申立期間②当時に同社に係る厚生年金保険被保
険者記録が確認できる5人（事業主を含む。）に、申立人の厚生年金保険の
加入状況について照会し、二人から回答があったものの、申立人の申立期間
②における厚生年金保険の加入及び保険料控除を裏付ける証言等は得られ
ない。

また、全国健康保険協会によると、申立人は平成10年4月1日から12
年4月1日までの間、政府管掌健康保険（当時）の任意継続被保険者であつ
たと回答している上、オンライン記録によると、申立人は申立期間②の国民
年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

さらに、J独立行政法人（当時は、I特殊法人）が保管する未払賃金の立
替払事業に係る申立人の確認通知書によると、申立人は平成11年6月10
日支払いから同年10月10日支払いまでのG社における定期賃金の未払いに
ついて、労働基準監督署による確認を受け、I特殊法人から未払賃金の立替
払いを受けていることが確認できることから、申立期間②のうち、同年6月
以降の保険料については、事業主により給与から控除されていたとは考え難
い。

- 3 申立期間③について、申立人に係る雇用保険被保険者記録及び元事業主の
証言等により、申立人は申立期間③にF事務所に勤務していたことが確認で
きる。

しかしながら、オンライン記録において、F事務所が厚生年金保険の適用
事業所であったことは確認できない上、当時の事業主によると、「F事務所
は個人事業で、従業員二人のサービス業であり、厚生年金保険の強制適用事

業所ではなかったもので、厚生年金保険に係る届出は行っていないし、給与から厚生年金保険料は控除していない。」と証言している。

また、K市役所によると、「申立人は平成12年4月1日以降、申立期間③の前後を通じてK市の国民健康保険に加入していた。」と回答している上、オンライン記録によると、申立人は申立期間③の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立人が申立期間③において、厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

- 4 このほか、申立人が申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 11 月 21 日から 29 年 11 月 21 日まで

私は、昭和 27 年 11 月に A 社（現在は、B 社）C 工場に入社し、29 年 11 月まで継続して勤務した。52 年ごろ、D 社会保険事務所（当時）から、A 社 C 工場の厚生年金保険の被保険者期間が 2 年あるとの回答をもらった。

その後、いつごろか忘れたが、社会保険事務所の担当者が来て、「実は被保険者期間が 2 年とした記載は間違いであり、1 年が正しい。」と言われた。

満 60 歳の年金請求時に A 社の記録が 1 年間しかないと言われ、被保険者期間が 2 年から 1 年に訂正された理由を知りたくて、今回、第三者委員会に申し立てることにした。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 27 年 11 月から 29 年 11 月まで継続して A 社 C 工場勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B 社は、「申立人に係る人事記録が見当たらず、申立人の勤務形態も不明である。」と回答している上、申立人は当時の同僚の氏名を記憶しておらず、A 社 C 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人の同工場に係る被保険者資格の取得日（昭和 27 年 11 月 1 日）以降に被保険者記録を確認できる元従業員 16 人に照会したところ、唯一、申立人のことを覚えていると回答した一人も「申立人の勤務期間については分からない。」と回答しており、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、上記の被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を確認しても、申立人の同工場に係る被保険者資格の喪失日は昭和 28 年 11 月 21 日と確認でき、オンライン記録と一致する。

なお、申立人は、申立人が所持するD社会保険事務所が発行した「厚生年金保険被保険者期間について（回答）」によると、申立人のA社C工場に係る厚生年金保険被保険者期間は昭和27年11月1日から29年11月21日までの24か月である旨が記載されていることを主張しているが、日本年金機構E事務センターは、「当該回答書の作成にあたって被保険者名簿を確認した際に、名簿に記載されている資格喪失日が不鮮明等であったため、見誤って昭和29年11月21日と記載したことが考えられ、正しくは28年11月21日である。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月20日から同年11月1日まで

私は、昭和30年10月にA社（現在は、B社）に入社し、資格取得日が31年1月20日と記載された厚生年金保険被保険者証を所持しており、同年10月末に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、事業所の所在地、当時の業務内容及び元同僚等の氏名を具体的に記憶していること並びに元従業員の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「申立期間当時の人事記録及び厚生年金保険に係る資料は保管していないため、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を有する元従業員二人を把握し聞き取りを行ったところ、申立人の勤務期間について証言は得られたものの、厚生年金保険料の控除について具体的な証言を得ることはできない。

さらに、申立人は、「申立期間当時、事業所には従業員は20人ぐらいいた。」と供述しているところ、上記の被保険者名簿により申立期間の始期には10人の被保険者しか確認できないことから、当該事業所においては必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけでは無かったと考えられる。

加えて、上記の被保険者名簿によると、昭和28年4月10日から申立期間を含む31年12月1日までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の

中に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、当該名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

なお、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証によると、はじめて資格を取得した年月日欄には「昭和31年1月20日」の記載が確認できるものの、同被保険者証に記載されている被保険者台帳の記号番号「*」は、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立期間直後のC社において申立期間の始期から1年後の32年1月20日に取得した申立人の記号番号であることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は当該記号番号において被保険者資格を取得していることも確認できる。このことについて、年金事務所は、「当該記号番号は同社に払い出されたものであることから、被保険者証の資格取得日を書き間違えたものと考えられる。」としている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年10月1日から29年11月1日まで
② 昭和31年5月21日から32年11月21日まで

私は、A社で昭和29年まで勤めたにもかかわらず、27年からの記録が無いこと、また、B社（当初、C社）で30年6月1日から33年5月30日まで継続して勤務していたにも関わらず、勤務途中の31年5月21日から32年11月21日までの期間の記録が無いことに納得できない。当時のことについて詳細な調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社に昭和29年まで継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人と同様に昭和27年10月1日に資格喪失している被保険者が12人確認でき、そのうち所在が確認できた一人は、「当時、同社の経営状態は不安定であったため、人員整理が行われ退職した。」と証言している上、申立人が申立期間後に勤務していた事業所が保管する人事記録によると、申立人は、A社を昭和27年9月に退職した旨の記述が確認できる。

また、A社が保管していた健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届によると、申立人は昭和27年10月1日に退職により資格を喪失した旨の記述が確認できる上、同社は、「当時の賃金台帳等は保管していない。」としており、当該期間の保険料控除について確認することはできない。

さらに、A社に係る被保険者名簿から、当該期間始期の昭和27年10月1日までに被保険者資格を取得している者のうち、所在が確認できた23人に

申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、17 人から回答があったものの、申立人の当該期間における勤務実態を裏付ける証言は得られない上、当時の給与計算及び社会保険事務手続担当者は既に死亡しており、当該期間の保険料控除について確認することはできない。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録は、A社に係る被保険者名簿及びオンライン記録と一致し、資格喪失日は昭和27年10月1日であることが確認できる上、申立人が、「昭和27年当時は、会社がA社とD社に分離した時期であり、それが原因で記録が欠落していると思われる。」と主張しているところ、当該D社に係る被保険者名簿によると、当該事業所は27年5月22日に厚生年金保険の適用事業所となっており、A社からD社に6人の被保険者が異動していることが確認できるものの、当該名簿に申立人の氏名の記載は無く、申立人の当該期間に係る記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、「B社に昭和33年まで継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、B社に係る被保険者名簿から、申立人の当該事業所における2回目の資格喪失日後の昭和33年6月1日までに資格を取得している被保険者のうち、所在が確認できた7人に申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、5人から回答があったものの、そのうち申立人と同様に唯一B社において2回の資格取得及び喪失日が確認できる一人は、「私は一身上の都合により、一時期退職していた期間があった。」と証言している上、当該5人のうち2人が、期間は特定できないが、申立人はB社を一時期退職していた期間がある旨を証言している等、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言は得られない。

また、B社によると、「過去の資料は保存していない。」としており、当該期間の勤務実態や保険料控除について確認することができない上、閉鎖登記簿謄本によると、当該期間の元取締役5人が確認できるが、既に死亡している等により、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳によると、B社に係る被保険者資格喪失日は、当該事業所に係る被保険者名簿及びオンライン記録から確認できる1回目の資格喪失日と一致することが確認できる上、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の当該事業所における2回目の資格取得に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、昭和32年11月21日に新たに払い出されていることが確認できる等、申立人の当該期間に係る記録に不自然な点は見当たらない。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与

から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月1日から32年9月30日まで
私は、A社B支店及びC社D支店に勤務していたが、私の年金記録によると、脱退手当金が支給されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和33年1月10日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)にも脱退手当金が支給されたことが記載されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、C社及び同社の全支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同社を退職した時期を含む昭和32年から38年までの期間に厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性の従業員のうち、脱退手当金の受給資格を有していた者は、申立人を含み38人確認できるところ、申立人を含む33人について脱退手当金が支給された記録があり、そのうち30人は厚生年金保険被保険者資格喪失日から1年以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる。さらに、同社を退職後に脱退手当金を受け取ったとする元従業員は、「退職後に実家に金券が送られてきて、換金した記憶がある。」と証言している上、同人が記憶する脱退手当金の金額は、オンライン記録とおおむね一致することなどを踏まえると、申立期間の脱退手当金については、事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 41 年 5 月 30 日まで

私は、A社に昭和40年4月1日から41年5月30日ごろまで勤務していた。Bの近くにあった施設の2階を寮として若者5人で住んでいた。私が退社してから2年後に会社は倒産したそうだが、その勤務していた期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時、C市D町にあったA社で勤務し、Bの近くにあった施設の2階の同社の寮に住んでいた。」と主張しているところ、i) Bの近くにある施設によると、「申立期間のころ、施設の2階をE業のF社に寮として貸していた。」と証言していること、ii) F社の元従業員二人が、「申立人は、F社に勤務し、施設の2階に住んでいた。」と証言していること、iii) F社の元事業主の親族によると、「同社の事業主の姓はGであり、E業だった。」と証言していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人がF社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、F社は既に解散しており、同社の元事業主及びその妻も既に死亡している上、申立人は申立期間当時の元同僚の名前を記憶していないこと等から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、F社において、申立期間当時、事務責任者だった元従業員によると、「入社時に給与の額、雇用保険料、厚生年金保険料及び健康保険料の控除額等について説明していたが、従業員の中には、手取りが減るということでこれらの保険に加入しないものがいた。」と証言しており、別の事務担当者は、「申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかは覚えていないが、加入していな

い人の給与から保険料を控除することは無い。」と証言している。

さらに、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人は、「自分が退職した2年後に会社が倒産した。」と供述しているところ、オンライン記録によると、F社は、申立期間中の昭和41年2月15日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の元従業員4人は、「同社は昭和41年2月ごろ倒産した。」と証言しており、申立人の主張と一致しない。

なお、申立期間当時、A社に類似する名称の厚生年金保険の適用事業所はC市内に2事業所確認できるところ、当該2事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険番号の欠番は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 22 日から 39 年 5 月 31 日まで

私は、昭和 35 年 4 月に A 社 B 支社に入社し、経理及び社会保険の事務を担当していた。39 年 5 月末の退職に際して、自分の厚生年金保険の資格喪失手続を行った時、社会保険事務所（当時）の職員に脱退手当金の受給を勧められたが、手続は行わなかった。

私は、脱退手当金を受給した覚えは無いので、調査の上、受給した記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に掲載されている脱退手当金の受給要件を満たす女性被保険者 11 人（申立人を除く。）のうち、脱退手当金の支給記録がある 3 人全員が、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 39 年 5 月の前後 3 年以内に同資格を喪失し、当該喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われていることが確認できる上、当該 3 人のうちの 1 人は、「当時は、会社で脱退手当金の手続が行われており、退職金と一緒に受け取ったと思う。」と証言していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 9 か月後の昭和 40 年 3 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 14 日から 49 年 12 月 26 日まで

私は、昭和 42 年 3 月 13 日に A 社に入社し、54 年 4 月 30 日に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、A 社に継続して勤務していた。」と主張しているところ、雇用保険の被保険者記録により、申立人は申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社の元事業主は、「昭和 47 年 1 月 14 日に海外法人勤務のため申立人の厚生年金保険被保険者資格を喪失させた後、49 年 12 月 26 日に海外の勤務者についても現地法人ではなく当社から賃金を支給する制度に変更となったことにより、被保険者資格を再取得させている。」と回答している。

また、オンライン記録によると、A 社において申立人と同様の記録となっている元従業員が 6 人確認でき、6 人共資格喪失日は異なるが、再度の資格取得日は昭和 49 年 12 月 26 日であることが確認できる上、6 人のうち 5 人は申立人と同様に海外勤務の経験がある旨の回答をしており、そのうちの一人は、「事業主が海外勤務者の要望を取り入れ、48 年ごろに厚生年金保険の被保険者資格を再取得する制度変更を行った。」と証言しており、元事業主の回答と一致する。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 47 年 1 月 14 日に被保険者資格を喪失し、健康保険証を返納しており、49 年 12 月 26 日に再度同資格を取得していることが確認できる上、当該名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年から 46 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 44 年ごろに A 社（現在は、B 社）に入社し、54 年 9 月に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 44 年ごろに A 社に入社し、54 年 9 月に退職するまでの間、継続して勤務していた。」と主張しているところ、B 社の現在の事業主及び元従業員の証言により、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、「申立期間当時の事業主及び事務担当者は既に死亡しており、当時の資料も残っていないため、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間に被保険者資格を有する元従業員 10 人を把握し聞き取りを行ったところ、そのうちの 4 人は申立人を記憶しておらず、残る 6 人からは申立人を記憶している旨の証言は得られたものの、申立人の勤務期間を特定する証言は得られなかった。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の被保険者記録の始期は、昭和 46 年 1 月 1 日であり、オンライン記録と一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 1 日から 30 年 3 月 1 日まで
② 昭和 30 年 3 月 1 日から 31 年 3 月 30 日まで

申立期間①は、昭和 29 年 3 月に高校を卒業し、初めて社会人としてA社 B工場に就職した。同年 7 月 21 日に社員旅行でC公園へ行った際の写真もある。また、申立期間②は、D社（現在は、E社）で働いていた。申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「申立期間①当時、A社で勤務していた。」と主張し、昭和 29 年 7 月の社員旅行の集合写真を所持しているところ、申立人が名前を記憶する元同僚 4 人のうちの 2 人が、「申立人は、同年 4 月ごろから、A社とは別法人のF社で勤務していた。」と証言し、このうちの一人は「申立人は 1 年くらい勤務していた。」と証言していること、及び申立人が供述する事業所の所在地もF社の所在地と一致することから、申立人が申立期間①のころに、F社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及びオンライン記録を確認しても、F社が、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない上、オンライン記録によると、申立人が記憶する元同僚のうち氏名が判明した二人も申立期間①当時の厚生年金保険の被保険者記録は無い。

また、申立人が申立期間①当時に勤務していたと主張するA社は、「F社は、昭和 26 年に当社から分離独立して設立された組織であり、申立期間①当時のことについては、当社から分離独立した以降のことであるため、当社では分からない。」と回答している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の名前は見当たらない。

2 申立期間②について、昭和 30 年 2 月に入社したとする元従業員が、「私が入社した後に申立人が入社した。」と証言しており、同年 4 月に入社したとする別の元従業員は「私が入社したときには申立人は既に働いていたが、短期間で辞めた。」と証言していることから、申立人が申立期間②のころに、D社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 31 年 11 月 1 日であり、申立期間②は、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。

また、E社の現在の担当者は、「申立期間当時は社会保険に加入していなかったため、厚生年金保険料は控除していないと思う。」と供述している上、連絡の取れた元従業員 3 人は、「私は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和 31 年 11 月 1 日）よりも前から勤務していたが、厚生年金保険に加入していない時は保険料の控除は無かった。」と証言している。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の名前は無い上、健康保険番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間は、申立人がA社において厚生年金保険被保険者とならない期間であることから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 6 月 21 日

普通預金通帳の明細記録のとおり、平成 16 年 6 月 21 日にA社から賞与の支払いが行われているにもかかわらず、同年 6 月の賞与に関する年金記録が無いので、記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する普通預金通帳によると、平成 16 年 6 月 21 日にA社から賞与の支給があったことは確認できる。

しかしながら、申立人は、平成 16 年 4 月 1 日にB社において厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、当該賞与の支給があった同年 6 月時点では、A社の同被保険者ではなかったことが確認できる。

また、A社は、「当社における賞与の支給規定により、平成 16 年 6 月に申立人の賞与を支給したが、その時点で申立人は、当社の厚生年金保険被保険者ではなかった。そのため当該賞与からは申立人の同保険料の控除は行っていない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、平成 16 年 6 月は、申立人がA社における厚生年金保険の被保険者とはならない期間であり、当該期間に支給された当該事業所からの賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 1 月 11 日から 19 年 10 月 1 日まで

私は、高等小学校卒業後の昭和 15 年 4 月ごろに A 社（現在は、B 社）C 支店に D 職として入社し、途中技術習得のため、5 人で各工場等において技術指導を受け、19 年 10 月に工場復帰し、20 年 9 月に退職するまでの間、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 15 年 4 月ごろに A 社 C 支店に D 職として入社し、20 年 9 月に退職するまでの間、継続して勤務していた。」と主張しているところ、B 社が保管する従業員カードの記録により、申立人が申立期間に A 社 C 支店に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社は、「従業員カードから、申立人は、昭和 17 年 4 月に社員資格が「E 職」となり、18 年 1 月に「F 職」となり、身分が変更していることは確認できるが、厚生年金保険の届出及び保険料の控除等は不明である。」と回答している。

また、オンライン記録によると、申立人が記憶する元同僚 3 人の A 社 C 支店における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人の同支店における再度の同資格取得日と同一日の昭和 19 年 10 月 1 日であることが確認できる上、そのうちの一人の従業員カードによると、被保険者資格取得前の 17 年 3 月 17 日に「G 職」の社員資格で入社していることが確認できる。

さらに、A 社 C 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 17 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得し、18 年 1 月 11 日に同資格を喪失し、19 年 6 月 1 日に再度同資格を取得していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人は、昭和17年2月1日に労働者年金保険法の被保険者として資格を取得し、その後18年1月の社員資格の変更に伴い、同法が被保険者の対象としていた現場労働者ではなくなったことにより、同月11日に資格を喪失し、19年6月1日に厚生年金保険法の被保険者として再度資格を取得したものと考えられる。

なお、労働者年金保険制度は、昭和17年1月1日からの準備期間を経て、同年6月1日から完全施行されており、厚生年金保険制度は、19年6月1日からの準備期間を経て、同年10月1日から完全施行されており、ともに準備期間は保険給付の算定の基礎とならない期間である。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月 16 日から 62 年 5 月 14 日まで

私はA社（現在は、B社）に5年契約で勤務し、勤務期間中に、通信教育等で勉強して国家資格を取得した。勤務が終わると会社で講習があり教育に熱心な会社であった。私は、最終的にチーフとなり、仕事を頑張りすぎて体調を崩し退職することになった。年金記録が1年程度しかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る雇用保険被保険者記録によると、昭和58年6月16日資格取得、62年5月13日離職であることが確認できる上、事業主が、「申立人は約4年間勤務した後、C資格の国家資格を取得した直後に退職した。」と回答しているところ、申立人が所持するC資格免許証及びD機関の証明書により、申立人のC資格登録は同年3月17日であることが確認できることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、i) B社における昭和59年1月当時の厚生年金保険被保険者数は16人であるが、申立期間の始期直前の同年4月1日から同年5月24日までの間に10人（申立人を含む。）が被保険者資格を喪失していること、ii) 当該10人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（同年5月16日）と同日に同資格を喪失している者が4人（申立人を除く。）確認できるところ、当該4人のうち雇用保険被保険者記録が確認できた3人の離職日は、それぞれ63年12月31日、62年3月31日及び59年10月15日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日と相違している上、残りの一人は、「私は、昭和61年ごろに退職した。退職当時の保険は、E職であった実家の父の保険証になっていたと思う。」と証言していることから、申立期

間のころ、複数の元従業員が、申立人と同様、継続して勤務していたにもかかわらず、途中で厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人及び複数の元同僚の証言から、申立期間当時のB社の従業員数は20人から30人程度であったことがうかがえるところ、オンライン記録によると、申立期間における当該事業所の厚生年金保険被保険者数は、事業主を含めても最大7人である上、申立人によると、申立期間に最低二人は入社したとしているものの、オンライン記録によると、当該二人の厚生年金保険被保険者記録は確認できず、かつ、申立期間に被保険者資格を取得しているのは当該二人とは別の一人のみである。

これらのことから判断すると、申立期間当時、B社では、必ずしも従業員をすべての勤務期間について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人と同様、昭和62年5月16日にB社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失している申立人を含む元従業員5人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該5人全員の健康保険証の返納日は同月26日、進達日は同月28日であることが確認できる上、さかのぼって訂正が行われている等の不自然な処理は見当たらない。

加えて、B社に照会しても、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の加入及び保険料控除に係る回答が得られない上、オンライン記録において、申立期間を含む昭和59年4月1日から62年5月14日までに被保険者資格を有している16人のうち、所在が確認できた15人に申立人の厚生年金保険の加入状況及び給与明細書の有無を照会したところ、8人から回答があったものの、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入を裏付ける資料や証言等は得られず、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私は、在職証明書のとおり、A事業所（現在は、B事業所）に平成 4 年 5 月 31 日まで在職していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B事業所が発行した在籍証明書によると、申立人は申立期間に同事業所に在籍していたことが確認できる。

しかしながら、B事業所は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料が残っていないため、給与から厚生年金保険料を控除していたのかどうかは不明である。」と回答している。

また、B事業所が保管する資料により、申立人と同じC職で、同じ勤務期間である元従業員 4 人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録によると、申立人と同日の平成 4 年 5 月 31 日に被保険者資格を喪失していることが確認できる上、当該元従業員のうちの一人が所持する同年 5 月の給与明細書によると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 2 月 1 日から同年 4 月 30 日まで

私は、昭和 45 年 3 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、平成 8 年 1 月 31 日に退職するまでの間、継続して勤務していたが、申立期間の標準報酬月額について、給与の変動が無かったにもかかわらず低額にされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、平成 6 年 10 月の定時決定においては 41 万円であり、その後給与の変動は無かった。」と主張している。

しかしながら、B社は、「申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が確認できる資料は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、当時、A社のC職であったとする元従業員は、「申立期間当時、震災により会社の施設が使用できなくなり、収入が見込めなかったため、労働組合との間での全従業員の給料の約 40 パーセントを減額するとの合意に基づき、標準報酬月額の変更の届出を行い、厚生年金保険料の控除については、減額した標準報酬月額に見合う保険料を控除していたと思う。」と証言している。

さらに、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 7 年 3 月 1 日法律第 16 号）において、厚生年金保険の標準報酬の改定の特例について、都道府県知事は、同年 1 月 17 日において特定被災区域に所在した厚生年金保険の適用事業所の事業が阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の

同月から12月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その者のその月の厚生年金保険の標準報酬の基礎となった報酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、厚生年金保険の標準報酬を改定することができるものとされている上、オンライン記録により、申立期間にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員16人を抽出し、申立期間に係る標準報酬月額を確認すると、全員が申立人と同様に平成7年4月18日付けで標準報酬月額が減額されていることが確認できる。

加えて、申立人がA社からの給与の振込口座とするD社の普通預金月中取引記録表によると、平成7年5月以降については、A社からの入金記録が確認できるものの、同年2月から4月までの間は同記録が確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。